

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190301	備南開発株式会社 法人番号(3260001022436) 代表者岡本上	岡山県玉野市明神町13-27	本社営業所	岡山県玉野市田井6丁目1-7	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	酒気帯び運転をしたとして、島根県公安委員会から通知を受けたことを端緒として、平成30年7月31日及び同年9月7日に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録の不実記載(安全規則第7条第5項)(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(10)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)	9	9
20190304	株式会社丸運トランスポート西日本 法人番号(3260001014103) 代表者熊川和孔	大阪府大阪市西淀川区大和田2丁目3-18	倉敷営業所	岡山県倉敷市松江3丁目2-50	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年9月25日及び同年10月18日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第7条第5項)(2)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)	8	3
20190320	株式会社坂本運輸 法人番号(4260001021742) 代表者坂本克善	岡山県瀬戸内市長船町飯井1318-1	本社営業所	岡山県瀬戸内市長船町飯井1313-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	酒気帯び運転をしたとして、兵庫県公安委員会から通知を受けたことを端緒として、平成30年11月21日及び同年12月21日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(7)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	10	6

20190304	実勝運輸有限会社 法人番号(6240002 018572) 代表者小川晋悟	広島県広島市安芸区矢野 東3丁目6-9	沼田営業所	広島県広島市安佐南区伴 西2丁目4-1	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30 年1月25日及び同年2月21日に監査を実施。 12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告 示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)乗務 時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第 3条第4項)(3)健康状態の把握義務違反(安 全規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違 反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項) (5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第 5項)(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則 第7条第5項)(7)乗務等の記録事項義務違 反(安全規則第8条第1項)(8)乗務等の記録 保存義務違反(安全規則第8条第1項)(9)運 行記録計による記録義務違反(安全規則第9 条)(10)運行記録計による記録保存義務違 反(安全規則第9条)(11)運転者に対する指 導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(1 2)運転者に対する指導監督の記録事項義務 違反(安全規則第10条第1項)	4	4
20190313	有限会社北条産業運 輸 法人番号(1240002 049606) 代表者北条光子	広島県竹原市田万里町4 56-3	本社営業所	広島県竹原市田万里町4 56-3	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成30年10月25日 及び同年12月6日に監査を実施。5件の違反 が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 安全規則)第3条第4項)(2)点呼の記録義務 違反(安全規則第7条第5項)(3)点呼の記録 事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗 務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第 1項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安 全規則第9条の5第1項)	2	2

20190313	株式会社ム口才 法人番号(6240001 026634) 代表者山下俊一郎	広島県呉市中央1丁目6 -9	松江営業所	島根県松江市宍道町東来 待436-15	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	中国自動車道で平成29年10月18日に発生 した大型トラックのスペヤタイヤ落下による死 亡事故について、スペヤタイヤを落下させた事 業者を特定したと岡山県警が平成30年4月1 9日付けで発表を行ったことを端緒として、平 成30年5月22日、同年5月23日及び同年10 月23日に監査を実施。3件の違反が認められ た。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則) 第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全 規則第7条第1項及び第2項)(3)乗務等の記 録違反(安全規則第8条第1項)	0	0
20190320	株式会社東酪 法人番号(6240001 039933) 代表者松田悦二	広島県三原市南方3丁目 10-3	羽須美営業所	島根県邑智郡邑南町阿須 那1837-1	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	酒気帯び運転をしたとして、島根県公安委員 会から通知を受けたことを端緒として、平成30 年7月19日に監査を実施。6件の違反が認め られた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規 則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反 (安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼 の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項) (4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項)(5)運転者に対する指導 監督の記録義務違反(安全規則第10条第1 項)(6)運行管理者の講習受講義務違反(安 全規則第23条第1項)	4	4